

デザイン等魅力向上事業業務委託仕様書

1. 目的

障害者が地域社会で自立した生活を営めるよう、県内の障害福祉サービス事業所のうち、工賃収入の安定確保及び向上に取り組んでいる就労継続支援 B 型事業所及び別途定める要件を満たしている就労継続支援A型事業所(以下、「事業所等」という。)に対して、専門家を招聘・派遣し、商品、パッケージ等の開発・改良支援等(以下、「商品開発等への支援」という。)を行う。

2. 業務委託内容

(1) 実施時期

契約締結日～令和7年3月31日まで

(2) 予算額

金 5,500 千円(消費税及び地方消費税含む)を上限とする。

(3) 実施場所

商品開発等への支援については、原則として受託事業者が事業所等を訪問して実施する。なお、必要に応じて事業所等以外の場所への視察等を目的とする訪問やオンラインでの支援も可能とする。

(4) 支援対象の事業所等の選定

県内の以下の①、②の中から5事業所程度を選定する。選定にあたっては十分なヒアリングを行い、商品開発等の実現可能性等を審査したうえで、県と協議の上決定すること。

① 就労継続支援 B 型事業所

② 就労継続支援 A 型事業所のうち、以下ア～ウの全ての要件を満たす事業所

ア 経営改善計画又は賃金向上計画を作成していること

イ 前年度に利用者へ支払った賃金実績(平均賃金の月額または時間額)について、県に報告がなされていること

ウ 利用者全員が最低賃金の減額特例対象者でないこと

(5) 実施内容

① 専門家の選定

ア 市場のニーズを捉えた商品等ブランドの構築、商品開発、販路開拓等に関する監修についての経験と実績を有する専門家(クリエイター等)を選定すること。

イ 専門家の選定については、県と協議のうえ決定すること。

② 商品開発支援等

①で選定した専門家を(4)で選定した事業所等へ派遣し、以下の支援を行うこと。

なお、支援に当たっては、サステイナブルな社会を目指す取組に配慮するよう努めること。

ア 商品開発支援等

事業所等が行う商品開発等について、事業所等の要望を聞き、事業所等が持つ技術や強み等を活かしながら、新規商品開発、既存商品のブラッシュアップ、パッケージ改良等の支援を行うこと。

なお、商品やパッケージ等の試作品に係る経費についても、委託事業の経費とすること。

イ 動画制作

当事業において開発した商品等及び開発に至るプロセスやストーリーを紹介する PR 動画を制作すること。なお、動画の制作にあたっては Youtube や各種 SNS に掲載可能なファイル形式によること。

③ 成果発表会

障害福祉施設の販売会(11月中旬開催予定)において、成果(商品等)の発表(障害福祉施設の販売会までに商品等が完成している場合に限る。)及び商品開発等が途中の場合は中間報告を行うこと。

(6) 実施計画書

受託事業者は、専門家派遣において、商品開発支援等の内容、スケジュール等について、各事業所と調整をして実施計画書を作成し、県に提出すること。

3. 成果物

成果物として次に掲げるものを提出(紙媒体、データ)すること。

(1) 実施報告書

受託事業者は、事業終了後すみやかに実施報告書を県に提出すること。その際、業務内容を実施した実績に関する報告資料を添付すること。

なお、当業務で制作した動画やデザインデータ等も含む。

(2) その他県が受託事業者と合意のうえ、成果物として提出を求めるもの

4. 委託料の支払い

完了払

5. 留意事項

(1) 仕様書に記載のない事項、又は仕様書について疑義が生じた場合については、県と受託者が十分に協議し、県の下承を得て決定することとし、受託者はその決定を遵守して業務を遂行しなければならない。

また、業務の実施にあたっては、当課職員や当事業実施各事業所(以下「事業実施事業所」と

いう。)と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

- (2) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通を行うこと。
- (3) 業務の企画提案及び実施に必要な相当の能力を有する人材により適正な人員配置を行い、業務実施体制を構築(体制図を作成)すること。
特に、企画提案にあたっては、商品開発等に専門的な知見を有するクリエイターの意見を反映できる体制とすること。
- (4) 業務遂行にあたっては、業務内容の検討や業務の進行管理を円滑に行うため、ミーティング等を随時WEB等によって実施できる県との密な連絡体制を構築すること。
- (5) 本事業の実施に係る関係機関・団体等との調整が必要な場合(申請・届出等含む)については、受託者によりこれを行うこと。
- (6) 受託者による事業実施事業所の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (7) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)所有権は県に帰属するものとする。県は、これらの制作物(商品、イラスト、ロゴ、データ等)を無償で自由に二次利用できるとともに、事業実施事業所に対し、無償で使用させることができるものとする。制作者は県及び事業実施事業所に対して、著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。
また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (8) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県及び事業実施事業所の利用についても同様とする。
- (9) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。なお、本委託業務の一部については、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先を報告し、県と受託者の協議により県が認めたときは、第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。
- (10) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、動画を作成する場合には、出演について本人及び事業所の承諾を得ることとする。